

# 駅 My ロッカー利用規約

## 第1条（総則）

本規約は、株式会社東京ステーション・サービス（以下「当社」という）のコインロッカー（以下「ロッカー」という）を日数（30日・90日・180日）毎・定額制で提供するサービス（以下「駅 My ロッカー」という）の利用条件等を定めるものです。

なお、この規約は変更される場合がございます。変更がある場合は、変更の1カ月前に当社ホームページでの告知および利用者へ通知いたします。

## 第2条（駅 My ロッカーの利用申込）

1. 駅 My ロッカーの利用希望者（以下「利用者」という）は、当社ホームページの申込フォームから申込手続きをおこない、別紙「申込書類」を記入し、当社が指定する期日までに所定の利用料金を当社指定の金融機関の口座への振込または現金にて一括で支払うものとします。なお、振込手数料は利用者のご負担となります。
2. 当社において、前項の入金を確認後、利用者に駅 My ロッカーの利用期間を通知し、ロッカーの鍵を貸与します。
3. 駅 My ロッカーの利用期間は利用開始日から30日・90日・180日のいずれかとなります。ただし、利用期間満了日の5日前の日（土日祝の場合はその前日、12月30日から1月4日までの場合は12月29日）までに、当社または利用者から終了または利用期間変更の意思表示がない場合は、利用期間満了日の翌日から30日間で更新されるものとし、以後も同様とします。

## 第3条（駅 My ロッカーの利用条件）

1. 次の各号に該当するものは収容できません。

- (1) 貴重品（現金・有価証券・カード・宝石・貴金属・書画・骨董品・カメラ等の高価品）および利用者にとって重要な物品・書類・資料・パソコン等。
- (2) 死体・死骸および遺骨。その他盗品等不法収容品ならびに銃砲・刀剣類・麻薬・覚せい剤等犯罪の用に供せられるおそれのあるもの。
- (3) 揮発性もしくは毒性のあるもの、または爆発物などの危険物。
- (4) 臭気を発するもの、不潔なもの、腐敗、変質もしくは破損しやすいもの、またはロッカーを汚損、毀損するおそれのあるもの。
- (5) 重量過大物、動物、その他保管に適さないと認められるもの。

2. ロッカーにシールや器具など跡が残るものを取り付けたりして、現状を変更することはできません。

- (1) 現状を変更したことが認められた場合は、当社は利用者に対し原状回復を行うよう通知します。利用者は第5条第1項第2号に定める期間内に原状回復を行ってください。
- (2) 前号に定める原状回復に応じていただけない場合は、原状回復に要する費用をお支払いいただきます。

3. 第1項各号に該当する物品を収容した疑いがある場合、または前項に違反した疑いがある場合には、当社は解錠・確認のうえ、その実情に応じ開披、保管、廃棄そのほか適当な処置を求めることができます。

4. 前項に定める扱いをした際に、収容品の処理等に費用が発生した場合、当社は利用者に対し、その費用を請求できることとし、利用者が発生した損害については、当社は一切の責任を負いません。

#### 第4条（駅 My ロッカーの利用料金・支払方法・解約手続き）

1. 利用料金は別紙「利用料金表」により定めるものとします。

- (1) 利用料金は利用状況等により、改定を行うことがあります。

- (2) 利用料金の改定は、契約時または契約更新時より適用されます。契約期間中に利用料金の改定が行われても、すでに支払われた料金に加えて追加でお支払いを求めることはありません。
- (3) 利用料金はいかなる理由であっても、日割計算や返金は行いません。
2. 更新時の利用料金は、当社からの請求に基づき、当社が指定する期日までに利用料金を当社指定の金融機関の口座への振込または自動引落しの方法により一括で支払うものとします。なお、振込手数料は利用者のご負担となります。
3. 利用者が駅 My ロッカーの利用を解約するには、利用期間満了日の5日前の日（土日祝の場合はその前日、12月30日から1月4日までの場合は12月29日）までに、当社所定の解約手続を完了させる必要があります。
- (1) 解約については当社ホームページの解約フォームから手続をおこないます。鍵は別途当社が指定する期日までにご返却していただきます。鍵をご返却いただけない場合は施錠装置の交換代金をお支払いいただきます。

#### 第5条（当社からの契約解除）

次の各号に該当する場合は、利用者の申し出がなくとも当社から契約を解除させていただきます。

- (1) 駅 My ロッカーの利用料金が当社の指定する期日までに支払われず、当社からの通知に定めた期日までに利用料金をお支払いいただけないとき。
- (2) 第3条第2項第1号または第6条第2項に該当し、当社からの通知に5営業日以内にご対応いただけないとき。
- (3) 第3条第1項各号の一に該当し、駅 My ロッカーを引き続きご利用いただくことが適当でないと当社が判断したとき。

#### 第6条（緊急時の対応）

1. 機械故障で緊急点検整備を要するとき、その他当社が必要と認めたときは、事前に

利用者へ通知したうえで当社にて解錠する場合があります。

2. ロッカーに爆発物等犯罪に関するものが収容されている疑いがある場合、その他関係官公署等から緊急の要請があった場合は、利用者へ事前に通知することなく当社において解錠・確認する場合があります。
3. 関係官公署等からの要請によりロッカーの利用が停止される場合は、利用者へ事前に通知し、当社指定日までに収容物をお引き出しいただきます。

当社指定日までにお引き出しいただけない場合は、当社にて解錠し、所定の保管場所にて保管させていただきます。

#### 第7条（解約後または当社からの契約解除時の収容品等の処理）

1. 利用者からの解約または当社から契約解除をした時は、その解約日もしくは契約解除日までに収容品をお引取り下さい。以後、ロッカーは使用できなくなります。
2. 利用者が引取期日を過ぎても収容品を引き取らない時は、残置物として所定の保管場所に移し、引取期日以後30日間保管いたします。この場合の保管料として30日分の利用料金をお支払いいただきます。
3. 30日を経過してもなお、引取りのない残置物は、利用者が権利を放棄したものとみなし、当社において所定の処分をします。その場合、第3条第3項および第4項を準用するものとし、残置物を売却処分した場合の利益については、保管にかかる費用等に充当し、返金はいたしません。

#### 第8条（鍵の保管および紛失）

1. ロッカーの鍵は、責任を持って大切に保管してください。
2. 鍵を紛失または盗難にあった場合には、直ちに連絡してください。
3. 当社にてロッカーを解錠する場合、所定の書類の提出および運転免許証、パスポート等の本人確認書類をご提示いただいたうえで、ロッカーを解錠します。なお、施錠装置の交換代金をお支払いいただきます。

## 第9条（利用者の賠償責任）

利用者がロッカーを汚損または破損した場合、および他のロッカーの収容品に損害を与えた場合は、これにより生じた損害を賠償していただきます。

## 第10条（免責事項と賠償責任）

1. 次の各号に該当する場合は、当社はその賠償責任を負わないものとします。
  - （1）第3条第1項各号に掲げる収容品が滅失、毀損、変質等の損害を受けたとき。
  - （2）鍵の紛失、複製、盗難により利用者が損害を受けたとき。
  - （3）利用者の誤施錠等、ロッカーの誤使用により利用者が損害を受けたとき。
  - （4）天災、事変その他不可抗力により、収容品が滅失、毀損、変質等の損害を受けたとき。
  - （5）関係官公署等から収容品の調査を受け、押収または証拠品として提出を求められたとき。
  - （6）ロッカーに対する第三者による破壊行為等の結果、収容品が滅失、毀損、窃取等の損害を受けたとき。
  - （7）その他当社の責めに帰さない事由により利用者が損害を受けたとき。
2. 収容品の滅失、毀損、変質、窃取等の損害について、当社の責に帰すべき事由がある場合は、3万円を限度として損害賠償金をお支払いいたします。

## 第11条（変更・停止・終了）

1. 駅 My ロッカーは、利用者の承諾なく、変更、停止または終了する場合があります。ただし、この場合は、当社ホームページでの告知および利用者へ通知いたします。
2. 前項により利用者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負いません。

3. ただし、駅 My ロッカーが終了する場合に限り、第 4 条第 1 項第 3 号にかかわらず、すでに受領した利用料金のうち利用期間未経過分を日割り計算（円未満の端数が生じた場合は 1 円とする）により返金いたします。

第 1 2 条（駅 My ロッカーに関するお問合せ）

（株）東京ステーション・サービス サービス事業部

メールでのお問い合わせ

[info@t-station-s.co.jp](mailto:info@t-station-s.co.jp)

電話でのお問い合わせ（9 時～17 時）

03-5816-0315

（土日祝、12 月 30 日から 1 月 4 日までの期間を除く）